

| | | | | | |
|---|--|------|--|---|---|
| 大分工業高等専門学校 | | 開講年度 | 令和02年度 (2020年度) | 授業科目 | 法学概説Ⅱ |
| 科目基礎情報 | | | | | |
| 科目番号 | R02M409 | | 科目区分 | 一般 / 選択 | |
| 授業形態 | 授業 | | 単位の種別と単位数 | 履修単位: 1 | |
| 開設学科 | 機械工学科 | | 対象学年 | 4 | |
| 開設期 | 後期 | | 週時間数 | 2 | |
| 教科書/教材 | 伊藤正巳・加藤一郎編『現代法学入門〔第4版〕』有斐閣双書 | | | | |
| 担当教員 | 小関 康平 | | | | |
| 到達目標 | | | | | |
| (1) 基礎法学・実定諸法学の学修を通じて、法的思考の特質並びに現代の社会及び日常における法の役割・機能を理解できる。(定期試験・平常点) | | | | | |
| (2) 憲法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について理解できる。(定期試験・平常点) | | | | | |
| (3) 行政法学・刑事法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について理解できる。(定期試験・平常点) | | | | | |
| ルーブリック | | | | | |
| | 理想的な到達レベルの目安 | | 標準的な到達レベルの目安 | | 未到達レベルの目安 |
| 評価項目1 | 基礎法学・実定諸法学の学修を通じて、法的思考の特質並びに現代の社会及び日常における法の役割・機能を十分に理解することができる。 | | 基礎法学・実定諸法学の学修を通じて、法的思考の特質並びに現代の社会及び日常における法の役割・機能のある程度理解することができる。 | | 基礎法学・実定諸法学の学修を通じて、法的思考の特質並びに現代の社会及び日常における法の役割・機能を理解することができない。 |
| 評価項目2 | 憲法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について十分に理解することができる。 | | 憲法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例についてある程度理解することができる。 | | 憲法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について理解することができない。 |
| 評価項目3 | 行政法学・刑事法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について十分に理解する。 | | 行政法学・刑事法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例についてある程度理解することができる。 | | 行政法学・刑事法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について理解することができない。 |
| 学科の到達目標項目との関係 | | | | | |
| 教育方法等 | | | | | |
| 概要 | 本講義では、憲法・行政法・刑事法を中心に、法学の基礎的な知識を学修する。 教育プログラム第1学年 ○科目 授業時間 23.25時間 関連科目 現代社会、政治・経済。 | | | | |
| 授業の進め方・方法 | 【授業の進め方】基本的には講述の形式によるが、学生諸君の予習復習の程度が高い場合には、適宜、ソクラテス・メソッドにより講義を進行させることがある。また、講義に際しレジュメ等を配布することがある。 【授業内容・方法】法学に関する諸問題を扱います。 【定期試験】達成目標(1)(2)(3)につき2回の試験により評価します。 【総合評価】原則として定期試験の平均を総合評価とし、それが60点以上である場合に合格とします。ただし、例外的におよそ10%程度を限度として、平常点を考慮することにより総合評価における評点を補正する場合があります。なお、その際の平常点の算定根拠は、適宜実施するリアクションペーパー、小テスト、任意のリポート等を総合考慮して算定します。 【再試験】実施することがあります。 | | | | |
| 注意点 | 開講前にあたり上記「概要」欄中の「関連科目」の復習を丹念にしておくこと。 | | | | |
| 評価 | | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| | | 週 | 授業内容 | 週ごとの到達目標 | |
| 後期 | 3rdQ | 1週 | ・イントロダクション ・基礎法学Ⅰ(法概念・法源;法分類;制定法の段階秩序など) | ・本講義の半期全体像を理解できる。 ・基礎法学(法概念・法源;法分類;制定法の段階秩序など)について理解できる。 | |
| | | 2週 | ・基礎法学Ⅱ(Ⅰの続き) ・憲法Ⅰ(憲法の意味と分類) | 憲法の意味と分類について理解できる。 | |
| | | 3週 | 憲法Ⅱ(憲法史) | 憲法史について理解できる。 | |
| | | 4週 | 憲法Ⅲ(基本権享有主体性) | 基本権享有主体性について理解できる。 | |
| | | 5週 | 憲法Ⅳ(自由権——精神的自由権を中心として) | 自由権について理解できる。 | |
| | | 6週 | 憲法Ⅴ(社会権——生存権を中心として) | 社会権について理解できる。 | |
| | | 7週 | 憲法Ⅶ(包括的基本権——法の下での平等を中心として) | 包括的基本権について理解できる。 | |
| | | 8週 | 憲法Ⅷ(統治機構論) | 統治機構論について理解できる。 | |
| | 4thQ | 9週 | 前期中間試験 | — | |
| | | 10週 | 行政法Ⅰ(行政の観念;法律による行政の原理を中心として) | 行政の観念;法律による行政の原理などについて理解できる。 | |
| | | 11週 | 行政法Ⅱ(国家補償制度を中心として) | 国家補償制度などについて理解できる。 | |
| | | 12週 | 行政法Ⅲ(取消訴訟における処分性の観念を中心として) | 取消訴訟における処分性の観念などについて理解できる。 | |
| | | 13週 | 刑事法(刑事手続の概要;犯罪の成立要件を中心として) | 刑事手続の概要;犯罪の成立要件などについて理解できる。 | |
| | | 14週 | 比較法・国際法(各国の統治制度を中心として) | 各国の統治制度などについて理解できる。 | |
| | | 15週 | 前期末試験 | — | |
| | | 16週 | 前期末試験の解答と解説 | — | |
| モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標 | | | | | |
| 分類 | 分野 | 学習内容 | 学習内容の到達目標 | 到達レベル | 授業週 |
| 評価割合 | | | | | |

| | 試験 | 合計 |
|---------|-----|-----|
| 総合評価割合 | 100 | 100 |
| 基礎的能力 | 45 | 45 |
| 専門的能力 | 45 | 45 |
| 分野横断的能力 | 10 | 10 |